

会 議 録

会議の名称	西東京市使用料等審議会 第3回会議
開催日時	平成15年5月23日(金) 午後1時30分から午後3時まで
開催場所	田無庁舎3階 庁議室
出席者	米田会長 宮本副会長 吉田委員 田口委員 竹之中委員 事務局：坂井企画部長 池田財政課長 高根企画課長 神野主幹 飯島課長 補佐 河合主任
議題	1 受益者負担について 2 その他
会議資料の名称	西東京市の財産について(平成13年度) ..... 参考資料
記録方法	会議内容の要点記録

<p>会議内容 発言者名</p>	<p>発言内容</p> <p>第2回会議録の内容確認</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事前配布した会議録の内容で承認</li> </ul> <p>参考資料「西東京市の財産について（平成13年度）」の説明</p> <p>議題1「受益者負担について」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事務局から受益者負担についての説明</li> <li>・質疑応答および審議</li> </ul> <p>議題2「その他」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委員から「東京都の会計制度」、「行政財産について」の情報提供</li> <li>・次回会議は、6月6日（金）午後1時30分から202会議室で開催と決定</li> </ul> <p>質疑応答</p> <p>（受益者負担について）</p>
<p>委員</p>	<p>分類に - 2、 - 2という領域があるが、なぜなのか。</p>
<p>事務局</p>	<p>できる限りシンプルにするために、当初は4区分にしていたが、介護保険制度や障害者支援費制度の開始により、サービスが無料でなくなり、と の間に分類する必要が生じたためである。</p>
<p>委員</p>	<p>「基礎的なもの」と「選択的なもの」の概念をどう分けているのか。</p>
<p>事務局</p>	<p>「基礎的なもの」とは、義務的、必需的なものであり、「選択的なもの」とは、特定の方が利用するものと考えている。法律で無料にしているものは、「基礎的なもの」として判断している。</p>
<p>委員</p>	<p>受益者が負担すべきものを「選択的なもの」として考えているのか。</p>
<p>事務局</p>	<p>そのとおりである。</p> <p>委員からの意見</p> <p>受益者負担の割合に「51%～100%」というように幅を持たせ、原則から外れるものに留意点を明記し、原則4区分にした方が市民は納得するのではないか。</p> <p>最近、地域の問題は地域で解決してもらおうという流れがあり、 - 1の「スズメ蜂の駆除」や「犬のフン禁止看板」は地域に住む人が身近な居住環境を保全することなので、将来を考えると、市民がやるべきではないか。</p>

	<p>受益者負担の割合について、P F I 等も考えられる中、幅を持たせずに - 1 を受益者負担 100% と決めて良いものか。</p> <p>受益者負担の割合は、適正化する目安として作るものであり、時代により変わることもある。</p> <p>受益者負担の割合を数字で表すのは難しいが、市民を説得する資料を作るべきである。</p> <p>公費負担、受益者負担とあるが、どちらか 1 つの表現で示せば良いのではないか。問題提起型にするには「受益者負担率」とし、一定の考え方を示すだけであれば「公費負担率」が良いと思う。</p> <p>受益者負担の割合について、「基礎的」と「選択的」という表現を、「公共に利するもの」、「個人に利するもの」等に変えた方が良いのではないか。</p> <p>一般的には、最低限度のサービスを「基礎的」、それ以上の暮らしを良くしていくような、個人の都合や好みで利用するサービスを「選択的」ととらえるのではないか。</p>
--	---